

「人権という普遍的文化」を 築いていくために

「ひびきあい活動」を核とした継続的な取組の充実

優れた取組を継続して行っている「人権文化あふれる学校賞」を受賞した園・学校の実践事例を紹介します。

養老町立船附こども園

◇ 毎日、よさみつけ「はなさきやま」の活動を通して、自分も友達も大切にできる心を育てています。

○継続して取り組んでいること

- ・ 帰りの会で、友達からのよさみつけカードを紹介し、学級内に掲示しています。
- ・ 保育教諭が積極的によさみつけを行い、園児が自他のよさに気付くようにすることで、学級全体に温かい雰囲気広がるようにしています。
- ・ 親子で「はなさきやま」の台紙づくりをし、よさみつけに対する関心を高めています。また、保護者が見つけた子どものよさについては、担任から紹介しています。

○取組のすばらしさ

- ・ 保育教諭、友達、家庭との関わりの中で、自己肯定感や他者を大切にできる心を醸成するよう活動を計画的に位置付けて取り組んでいます。



岐阜市立長森西小学校

◇ 公正・公平な見方をもって、好ましい人間関係を築こうと正しく行動する力を育てています。

○継続して取り組んでいること

- ・ 「にこぽか心宣言2021」の具現を目指して、全校でよさみつけやあいさつの取組等を行い、よりよい学校づくりに努めています。
- ・ 心のアンケートを基に児童と面談する「にこぽかタイム」、人権をテーマにした担任による読み聞かせ、地域との連携・協働を進める「長森西小ふれあいフェスティバル」等を通して、人権意識の醸成を図っています。



○取組のすばらしさ

- ・ 児童同士の関わりや職員を含めた地域社会の大人との関わりを大切にした継続的な取組を推進することで、互いのよさや違いを認め合いながら、人権感覚を磨いています。

白川町立黒川中学校

◇ 生徒が主体となって、生活の中にある人権問題を考える活動を通して、偏見や差別を許さない心と態度を育てています。

○継続して取り組んでいること

- ・ 平成18年度から受け継がれている「黒中人権宣言」を大切にしながら、各学級の人権宣言をつくり、日々の生活の中で互いを尊重し、人権を意識できるようにしています。
- ・ 生徒会が中心となり、自分の言葉遣いや行動について考えられるよう投げかけています。日常にある人権問題について異学年のグループで交流し、人権問題を自分事として考え、人権に関する意識を日常生活の中で高めていけるようにしています。



○取組のすばらしさ

- ・ 中学校の伝統を継承しつつ、身近な人権問題について主体的に考える活動を生徒が自ら計画し、工夫して実践しています。

岐阜県立関高等学校

◇ 障がいのある人との交流や体験を通して、相手の立場に立ち行動する力を育てています。

○継続して取り組んでいること

- ・ 障がいのある人による講演や意見交流、アイマスク体験、ガイド体験などを通して、相手の立場に立ち行動する力を育てています。
- ・ 地域との連携や校種間交流などを通して、個別の人権課題について考える機会を設け、人権感覚を高めています。



○取組のすばらしさ

- ・ 継続的な体験活動を通して、他者が感じる困難さや相手に配慮して行動することの大切さ、難しさに気づき、自らできることは何かについて考え、行動する力を身に付けようと取組を継続しています。

「こども基本法」と人権教育

■「こども基本法」とは

令和5年4月、日本国憲法及び児童の権利条約（「子どもの権利条約」）に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもや若者が、将来にわたって、幸せな生活ができる社会を実現するために、「こども基本法」がつけられました。「こども基本法」の第3条には、6つの基本理念が示されています。（詳細 2、3ページ）

「こども基本法」の基本理念は、「子どもの権利条約」の4つの原則を取り入れたものになっています。私たちが、子どもの人権を守っていく上で、欠かすことができない考えとなります。

第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、子ども自身や親の人権や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

第3条【子どもにもっともよいことを】

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとってもっともよいことは何か」を第一に考えます。

第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



第12条【意見を表す権利】

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

【出典：公益社団法人 日本ユニセフ協会HP・日本ユニセフ協会 子どもの権利条約カードブック】

■学校にとって最もかわりが深い個別の人権課題

子供の人権に関して、こども基本法や児童の権利条約をはじめとする様々な国内法令や国際条約においてその基本原理や理念が示されており、人権教育の中では、子供の人権が保障されているという前提について、まず理解することが必要である。

【出典：人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～ 令和5年3月改定 学校教育における人権教育調査研究協力者会議】

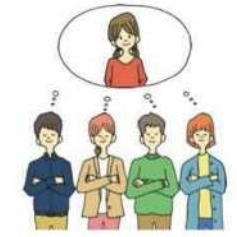
「こども基本法」の基本理念とそれらを大切にしたい授業実践

◆ 「こども基本法」第3条（基本理念）

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育が受けられること。
- 3 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加したりできること。



- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのために最もよいことが優先して考えられること。



- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。



- 6 家庭や子育てに夢をもち、喜びを感じられる社会をつくること。



【出典：こども家庭庁HP
「こども基本法とは？」（こども基本法パンフレット）をもとに岐阜県が作成】

◆ 「こども基本法」の基本理念を大切にしたい授業実践

揖斐川町立谷汲小学校・谷汲中学校

○授業実践

- ・ 小中合同で作成した人権スローガンの具現に向け、小中合同ひびきあい集会を開催し、「誰もが安心して暮らせる谷汲にするために、自分たちに何ができるのか」というテーマについて、地域の方を含めた異学年の児童生徒で話し合いました。

○実践のすばらしさ

- ・ 中学生が中心となり、仲間に寄り添い、どの子の意見も大切に、意見を言いやすい雰囲気づくりをしていました。また、地域の方が日々の生活の中で気付いた児童生徒のよさを伝える場があったことで、児童生徒の自己肯定感の高まりが感じられました。

各務原市立川島小学校・川島中学校

○授業実践

- ・ 人権ワークショップを通して、自他のよさを認め合い、自己肯定感を高めることができるよう、自分のことを知ってもらう「じぶんクイズ」を一人一人が作成し、学級や異学年に発表する活動を小学校及び中学校が連携して行いました。

○実践のすばらしさ

- ・ 相手意識をもって「じぶんクイズ」を作成し、仲間の発表を共感的に聴く活動を通して、自他の価値を尊重する態度や互いの相違を認め受容する技能を培うことができました。また、多くの仲間から認められることで、児童生徒の自己肯定感が高まりました。

白川村立白川郷学園

○授業実践

- ・ アンケートを基に自校の人権宣言の達成状況を振り返り、児童生徒会が主体となり、各学級の人権宣言を作成しました。それを、結トーク（異学年グループでの意見交流）にて、取組の意義について話し合いました。

○実践のすばらしさ

- ・ 学年の発達 の段階に合わせて、自分の意見を伝え、互いのよさを認め合う姿が見られました。年間を通じて、異学年の児童生徒が互いの意見を交流し、よさや成長に気付くことができる場を位置付けたことで、安心して生活できる環境をつくることができました。

岐阜県立大垣養老高等学校

○授業実践

- ・ 全校生徒が、人権に関する弁論大会に向け、人権に関する問題や自分が考えていることについて整理し、まとめました。弁論大会当日は、自分の考え、生活経験等と関わらせながら仲間の主張を聞くことができました。

○実践のすばらしさ

- ・ 自分とは異なる考え等をもつ仲間の主張を共感的に聴く姿を大切にすることで、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら学び合う姿を高めることができました。

<取り組む際の参考資料>

[文部科学省]
人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～



[こども家庭庁]
こども基本法
こども基本法パンフレット等



[日本ユニセフ協会]
子どもの権利条約
子どもの権利条約カードブック

